

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十七年一月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二十四号

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律（昭和六十二年法律第四十二号）第五条第三項及び第十条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令（昭和六十三年政令第五十号）の一部を次のように改正する。

別表第一第九号中「別表第三第二号」を「別表第三第三号」に改め、同表第三十二号中「第四十二号において」を「以下」に改める。

別表第三中第三十五号を第三十七号とし、第二十六号から第三十四号までを二号ずつ繰り下げ、第二十五号を第二十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十七 東日本大震災からの復興に関する事業を記念する千円の記念貨幣 十八万枚
別表第三中第二十四号を第二十五号とし、第一号から第二十三号までを一号ずつ繰り下げ、同表に第一号として次の一号を加える。

一 新幹線鉄道開業五十周年を記念するため発行する百円の記念貨幣 千百五十六万八千枚
別表第三に次の一号を加える。

三十八 東日本大震災からの復興に関する事業を記念する一百万円の記念貨幣 四万五千枚
別表第四第一号中「五百円」の下に「及び百円」を加え、同表に次のように加える。

二十八 東日本大震災からの復興に関する事業を記念する一百万円の記念貨幣であつて、その素材に金を含むもののうちその製造に要する費用が一万円を超え、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、一枚を容器に入れたもの	九万五千円
二十九 東日本大震災からの復興に関する事業を記念する千円の記念貨幣であつて、その素材に銀を含むもののうちその製造に要する費用が千円を超え、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、一枚を容器に入れたもの	九千五百円

附則 この政令は、公布の日から施行する。

財務大臣 麻生 太郎
内閣総理大臣 安倍 晋三

特許法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十七年一月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二十五号

特許法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、特許法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十六号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

特許法等の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十七年四月一日とする。

財務大臣 麻生 太郎
経済産業大臣 宮沢 洋一
内閣総理大臣 安倍 晋三

特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十七年一月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二十六号

特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、特許法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十六号）の施行に伴い、並びに同法附則第九条及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

第一章 関係政令の整備（第一条―第十三条）
第二章 経過措置（第十四条）

附則

第一章 関係政令の整備（特許法施行令の一部改正）

第一条 特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）の一部を次のように改正する。
目次及び第一章の章名を削る。

第一条に見出しとして「（在外者の手続の特例）」を付す。

第二条及び第二章の章名を削り、第三条を第二条とし、第四条を第三条とし、第五条から第十一条まで及び第三章の章名を削り、第十二条を第四条とし、第十三条を第五条とし、第十三条の二を第六条とし、第四章の章名を削り、第十三条の三を第七条とし、第五章の章名を削る。

第十三条の四に見出しとして「（主張の制限に係る決定又は審査）」を付し、同条中「定める」の下に「決定又は」を加え、同条第一号及び第二号中「特許が」の下に「同法第一百四十二条第二項の取消決定により取り消されないようにするためのものである決定又は」を加え、同条を第八条とする。

第六章の章名を削り、第十四条を第九条とし、第十五条を第十条とする。

第十六条第一項中「第十四条第一号イ」を「第九条第一号イ」に改め、同条第二項中「第十四条第一号ハ」を「第九条第一号ハ」に改め、同条を第十一条とする。

第七章の章名を削る。

第十七条に見出しとして「決定により特許出願とみなされる国際出願に係る特例」を付し、同条の表第八十四条の十五第一項の項中「及び」を「並びに」に改め、同条を第十二条とする。
附則第三項を削る。